

## [ リコーデジタルサイネージ サービス約款 (Cloud 放送局移行用) ]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

### [1] サービス提供者

本サービスは、リコージャパン株式会社をサービス提供者として提供されます。

### [2] サービスの概要

- お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、別段の定めある場合を除き、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
- サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。
- 本サービスの申込には、別途JBCCが提示する最終申込期限が設けられています。

### [3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

### [4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

### [5] ライセンス

対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。

### [6] サポートサービス

- サービス提供者は、サポートサービスとして、利用方法等に関する問合せ受付を実施します。提供時間帯その他の条件は、以下に記載のとおりとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
- サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等はサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

#### [サポート窓口]

Tel: 0120-360-125

Mail: <https://www.ricoh.co.jp/signage/support/contact/> 内の「お問い合わせフォーム」

サポート時間: 平日(月～金)9時～17時 (土日、祝日、サービス提供者休業日、夏季及び冬季休業期間除く)

### [7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。オプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。なお、お客様は、オプションを単独で購入することはできません。

### [8] サービス料金

#### 1. 初期費用

本サービスには、以下の初期費用が発生します。初期費用は、サービス開始に際し一括して請求されるものとします。

##### (1) デジタルサイネージクラウド初期登録料

サービス開始にあたり登録が必要となります。

#### 2. 利用料

(1) 利用料は、本サービス利用のために必要な Set Top Box (以下、「STB」) のモデルに応じ、以下で構成されます。また、日割り計算はされないものとします。

Wifi 対応モデル:

- クラウドサービス利用料
- STB 端末利用料 ([13]標準保守利用料を含む)、ただし、契約期間開始後 2 年間のみ請求されます。

SIM 対応モデル:

- クラウドサービス利用料
- STB 端末利用料 ([13]標準保守利用料を含む)、ただし、契約期間開始後 2 年間のみ請求されます。
- SIM 利用料

(2) クラウドサービス利用料(オプションサービスを含む) および端末利用料は、「月額固定制」とします。

(3) SIM 利用料は、「月額固定制」とします。

#### 2. 端末購入料(一時費用)

別途契約に基づき、STB、SIM を新規購入いただく場合の費用です。

#### 3. その他料金

前各号の他、その他発生する料金がある場合、特則条項またはサービス明細に記載するものとします。

### [9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次のURLに定めるとおりとします。なお、別途JBCCが提示するサービス提供者所定の「リコーデジタルサイネージサービス新規利用申込書」にこれと異なるサービス規程の記載があった場合は、当該サービス規程がこれに優先するものとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。ただし、契約期間の定めは、本約款が優先して適用されます。

[https://www.ricoh.co.jp/signage/support/terms\\_of\\_use.html](https://www.ricoh.co.jp/signage/support/terms_of_use.html) (リコーデジタルサイネージサービス) 利用規約

#### [10]契約期間

共通契約条項およびサービス規程の定めにかかわらず、本サービスの契約期間は、サービス開始日の翌月 1 日から 1 ヶ月間とし、解約希望日(ただし月末日に限る)の 2 ヶ月前までにお客様から、契約期間満了日までに JBCC から、契約終了の申入れがなされない限り、以降 1 か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 特則条項

[ サービス開始通知に関する特則 ]

#### [11] サービス開始日の通知

サービス開始日は、以下の要領に従い、メールで通知されるものとします。

- 1.案内通知の名称:【リコーデジタルサイネージ】新規登録完了のお知らせ
- 2.通知者: 株式会社リコー(リコーデジタルサイネージ管理者(以下、「リコー」という))

[ 契約期間開始後 2 年間のサービス提供に関する特則 ]

#### [12] STB の貸与

- 1.JBCCは、本サービスの利用にあたり必要となるセットアップ完了済みの STB を、契約期間開始後 2 年間(以下、「貸与期間」という)に限り、お客様に貸与するものとします。貸与の対象となる機器の型式、回線区分および設置場所等は、サービス明細または別途 JBCC が提示する資料にて定めるものとします。
- 2.お客様は、STB を善良なる管理者の注意義務をもって使用、保管し、これに対する加工、改造、国外への持ち出し等を行ってはならないものとします。
- 3.JBCCは、STB の現状、運転、保管状況等を確認するため必要あるときは、事前にお客様に対し通知の上、設置場所へ立ち入ることができるものとします。
- 4.お客様は、JBCCの書面による事前の承諾なくして、STB を第三者に譲渡し、再使用許諾を行い、または STB について質権、抵当権、および譲渡担保権その他一切の権利を設定してはならないものとします。
- 5.お客様が STB の借受け中に、STB の設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、お客様の責任とします。
- 6.STB の貸与期間中に滅失(修理不能または所有権侵害の場合を含む、以下、同じ)または毀損(所有権侵害の場合を含む、以下、同じ)した場合であっても、お客様は、滅失または毀損した STB にかかる、貸与期間満了日までに支払うべきサービス料金(端末利用料を含む)の支払い義務を免れないものとします。また、お客様が、STB に同梱される保証書記載の条件に反する態様で使用した結果、[13]の STB 保守の適用対象外となった場合には、修理代相当額を負担いただくものとします。
- 7.貸与期間の満了日をもって、貸与された STB の所有権は、JBCC からお客様に移転するものとします。
- 8.貸与期間の満了前に解約、解除その他の理由により本契約が終了したときは、お客様は、貸与期間満了日までに支払うべき STB 端末利用料を一括して支払うものとします。また、この場合、前項の定めにかかわらず、STB の所有権は当該契約終了日をもって JBCC からお客様に移転するものとします。

#### [13] STB の保守(標準保守サービス)

以下の「標準保守サービス」が、サービス開始日から 2 年間に限り、別紙「保守条項」に従い提供されるものとします。

##### 1. サービス内容

サービス内容は STB のモデルに応じ次に記載のとおりとします。

##### (1)Wifi モデル

###### ①初年度

次項に定めるリコー問合せ窓口にて、STB の不具合にかかる問い合わせを受け付けます。問合せの結果、不具合の原因が STB の機器故障によるものと判断された場合に、リコーカスタマーエンジニアの訪問による STB の交換とネットワーク設定を行います。

###### ②2 年目

次項に定めるリコー問合せ窓口にて、STB の不具合にかかる問い合わせを受け付けます。問合せの結果、不具合の原因が STB の機器故障によるものと判断された場合に、お客様から JBCC に連絡をしていただくことで、JBCC にてネットワーク設定、セットアップ、キッティングを行った代替機器をお客様に新たに貸与します。

##### (2)SIM 対応モデル

次項に定めるリコー問合せ窓口にて、STB の不具合にかかる問い合わせを受け付けます。問合せの結果、不具合の原因が STB の機器故障によるものと判断された場合に、お客様から JBCC に連絡をしていただくことで、JBCC にてネットワーク設定、セットアップ、キッティングを行った代替機器をお客様に新たに貸与します。

##### 2. リコー問合せ窓口

問合せ窓口:リコーデジタルサイネージコールセンター

電話番号:0120-360-125

保守対応時間:月～土 9:00～17:00 ※日曜日・祝祭日・振替休日・年末年始(12月31日～翌1月3日)を除く

[ 回線サービスに関する特則 ]

#### [14]回線サービス

- 1.お客様が利用する STB が SIM 対応モデルである場合は、LTE 通信利用のための回線サービスが提供されるものとします。
- 2.前項に係る回線サービスの提供者およびその利用規約は、次のとおりとします。お客様は回線サービス提供者の定める利用規約のうち、現にサービスを利用する者として遵守すべき事項に関する定めに従い回線サービスを利用するものとします。なお、回線サービスの提供者は JBCC の判断により変更されることがあります。この場合、別途 JBCC からお客様へ通知するものとします。  
(サービス提供者) 株式会社ソラコム  
(利用規約) <https://soracom.jp/share/terms/> ※2025 年 10 月 21 日現在
- 3.お客様が、回線サービスによるデータ通信量について提供者所定の上限を超える利用を希望する場合は、別途 JBCC に申入れの上、所定の料金を支払うものとします。
- 4.回線サービスの利用開始にあたっては、STB1 台ごとにセットアップ作業が必要となります。JBCC が実施する場合別途有償となります。

(別紙)

[ 保守条項 ]

リコージャパン株式会社(サービス提供者。以下、「乙」といいます。 )は、以下の条項に従い、お客様(以下、「甲」といいます。 ) に対してリコー デジタルサイネージオンサイト保守サービスを提供します。

第1条(目的)

- 1.甲および乙は、乙が甲に対して提供する保守の取引に関し、以下の条項に定めるとおり合意に至ったため本契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。
- 2.乙は、本契約に基づき、甲が別途購入する機器(以下、対象機器といいます)に保守(以下、本件保守といいます)を実施します。

第2条(保守の対象地域)

本件保守の対象地域は、日本国内に限られるものとします。

第3条(定期点検等)

定期点検または遠隔診断の実施が別途合意されている場合、乙は、当該記載回数に基づき定期点検または遠隔診断を実施するものとします。なお、定期点検時の実施事項は、対象機器の予防保全のための各部の清掃および正常な状態で稼動するための調整とします。また、乙は、本件保守の実施日が、あらかじめ定められた定期点検月内の場合は、当該保守の作業時にあわせて定期点検を行うことができるものとします。

第4条(保守会社への委託)

乙は、乙以外の保守会社に本件保守の実施を再委託することがあるものとします。

第5条(保守の内容)

乙は甲に対し、対象機器毎に乙が定める内容の本件保守を行うものとします。なお、甲は、本件保守の内容によって契約料金以外に別途部品代等(以下、保守に関する料金を総称して保守料金といいます)が必要となる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第6条(適用除外)

- 1.前条の規定にかかわらず、以下の各号に該当するものは、本件保守の対象外とします。なお、甲が以下の各号の本件保守の対象外となる障害の復旧を希望し、乙がこれに同意した場合には、甲は、かかる障害の復旧作業を依頼することができるものとします。ただし、乙は、この作業によって、障害復旧を確約するものではなく、甲は、障害復旧の成否にかかわらず、保守料金とは別に乙が実施した作業の実費を、乙の請求に基づき支払うものとします。
  - (1)ハードウェア部分以外の障害
  - (2)甲のコンピュータープログラムに起因する障害
  - (3)不具合発生時以外のドライバのバージョンアップ版のインストールおよび設定作業
  - (4)甲のネットワーク環境の変更による障害
  - (5)記憶媒体内のデータの破損への対応
  - (6)甲の故意または過失により生じた障害
  - (7)乙以外の者(再委託先を除く)による改造、修理、分解または加工等により生じた障害
  - (8)天災地変その他不可抗力による災害による障害
  - (9)甲の本契約に違反する行為による障害
  - (10)第11条の規定に定める障害
  - (11)上記各号の他、乙が本件保守の対象外と定める障害
- 2.前項のほか、甲は、甲が対象機器の仕様変更のための処置または対象機器のオーバーホール等を行うことを希望する場合には、別途乙に対して対価を支払うものとします。また、乙は、当該仕様変更等による対象機器の構成または機能が変わった場合、保守料金を変更することができるものとします。

第7条(保守対応時間)

- 1.乙は、原則として祝日、年末年始(12月31日から1月3日)を除く乙の営業時間内(再委託先が選任されている場合、再委託先の営業時間内)において、本件保守を実施するものとします。
- 2.甲が障害復旧時間の拡張オプション(以下、フルタイムオプションといいます)を選択した場合、乙は、別途乙が定める曜日および時間に障害復旧を実施するものとします。なお、フルタイムオプション時の受付は、別途乙が甲に通知する専用電話番号を通じてのみ行われるものとします。
- 3.前項の規定にかかわらず、地域(遠隔地/離島等)によっては、フルタイムサービスメニューを提供できない場合がございます。

第8条(甲の協力)

- 1.甲は、乙の本件保守の実施にあたり、当該保守の実施に必要な情報、甲のネットワーク等の状況ならびに対象機器の設置および設定状況が把握できる資料等(以下、資料等といいます)を用意し、これを乙に無償で提供するものとします。
- 2.甲は、乙に提供した資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。

第9条(作業場所等の提供)

- 1.甲は、本件保守の実施にあたり必要となる甲の事業所内への立ち入りおよび作業場所の提供を無償で行うものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
- 2.乙は、本件保守の実施にあたり、甲の保有するコンピューター等の設備を無償で使用することができるものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。

第10条(交換部品およびその所有権)

- 1.対象機器に定期交換部品が使用されており、別途定期交換部品の交換を行う旨が合意された場合、乙は、甲より対象機器に「交換メッセージ」が点灯した旨の連絡があったときに、乙のサービス要員を対象機器の設置場所に派遣して、対象機器ごとに定められた定期交換部品の供給および交換を行います。
- 2.乙は、本件保守のために交換する対象機器の部品またはユニットについて、良好に稼動する部品またはユニットを使用するものとし、乙が対象機器より交換した旧部品および旧ユニットの所有権は、乙(再委託先が選任されている場合は再委託先)に帰属するものとします。

第11条(消耗品)

甲は、対象機器に対して、対象機器の製造者が指定する対象機器用の消耗品(以下、純正品といいます)のみが使用されることを前提として本件保守が提供されることを承諾します。したがって、対象機器の障害発生時に、乙が、障害の原因が消耗品にあり、かつ対象機器に対して純正品以外の消耗品が使用されたと判断を行った場合、甲は、当該障害への対応は本件保守の対象外となることを確認します。

第12条(設置場所の変更)

- 1.甲は、対象機器の設置場所の変更を希望するときは、事前に乙に連絡するものとします。なお、甲の要請がある場合には、乙は、乙のサービス要員等を派遣し、設置場所での対象機器の取り外し作業および変更場所での設置作業を行うものとします。この場合、甲は、別途当該作業に要する費用を乙に支払うものとします。なお、設置場所の変更のための車両による対象機器の運搬、電源等の工事ならびに回線の移設お

よび新規開設等は、乙による変更場所での設置作業までに、甲の責任と費用負担において行うものとします。

- 2.乙に連絡することなく設置場所を変更したこと、または乙のサービス要員以外により変更作業がなされたことに起因して対象機器に障害が発生した場合、当該障害の復旧に要する費用は、甲の負担とします。

#### 第13条(乙の管理)

乙は乙の責任において、本件保守に従事する乙の従業員の就業時間、休憩時間、休日、休暇および残業等の労務管理ならびに本件保守の実施方法等の作業管理を行うものとします。

#### 第14条(検査)

- 1.乙は、都度の本件保守(以下、保守サービスといいます)の終了後速やかにその旨を甲に通知し、当該保守サービスの成果(以下、成果といいます)の引渡しを行うものとします。
- 2.甲は、乙より成果の引渡しを受け、または保守サービスの実施が完了した場合は、当該保守サービスの作業内容について速やかにこれを検査し、乙作成の報告書を確認の上、押印または署名し、その検査結果を乙に通知するものとします。なお、甲は、成果または保守サービスの瑕疵を発見したときは、ただちに乙に通知し、その対応につき甲乙別途協議の上決定するものとします。なお、甲の検査合格の通知の乙の受領をもって、乙の甲に対する当該保守サービスの検査は完了し、保守サービスは終了したものとします。

#### 第15条(危険負担等)

保守サービスに関する危険負担は、前条の引渡しまたは実施が完了した時点で乙から甲に移転するものとし、引渡しまたは実施の完了後に生じた対象機器の滅失、毀損および変質その他一切の損害は、甲の負担とします。

#### 第16条(瑕疵担保)

乙は、保守サービスの終了後といえども、その後2週間以内に同一原因、同一現象が再発した場合、無償にてこれを修補するものとします。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要すると乙が判断した場合は、この限りではないものとします。

#### 第17条(料金等)

- 1.甲は保守料金を、乙が別途定める支払方法にて支払うものとします。
- 2.保守料金のうち初期費用等が設定されている場合、甲は、本契約が成立した時に当該初期費用等を支払うものとします。
- 3.保守料金のうち月額費用の支払義務は、保守毎に定める課金開始月に発生するものとします。
- 4.理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、甲より一旦支払われた保守料金は返金されないものとします。

#### 第18条(保守実施のための費用)

本件保守の実施場所が、乙及び再委託先の所在する場所より片道50km以上の距離で、かつ片道2時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度、乙の請求に基づき別途乙の定める費用を支払うものとします。

#### 第19条(消費税)

甲は、保守料金を賦課される消費税相当額を、保守料金とともに支払うものとします。

#### 第20条(支払遅滞)

甲は、保守料金等の金銭債務の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで法定利率による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第21条(氏名等の変更)

甲は、その氏名もしくは商号、または住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

#### 第22条(データ等の責任)

- 1.甲は、乙による本件保守の実施にあたり、万一の不測の事態に備え、対象機器およびその他の甲が保有する機器に記録されたデータ等について、自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を事前に講ずるものとします。
- 2.乙が本件保守の実施にあたり前項のデータ等が、滅失または毀損した場合といえども、その結果発生する直接または間接の損害については、乙は、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第23条(不可抗力)

甲および乙は、天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為その他当事者の支配の及ばない事由によって生じた本契約の不履行または履行の遅延については、相手方に対しその責任を負わないものとします。

#### 第24条(機密保持)

- 1.甲および乙は、本件保守を実施する上で相手方が開示した資料等ならびに営業上、業務上、技術上および販売上の知り得た情報のうち、書面にて機密である旨が確認された情報及び四囲の状況から機密として管理されていることが合理的に認識し得る情報(有形・無形を問わない。以下、機密情報という)の秘密を保持し、相手方の書面による事前の同意を得ずして、これを第三者(再委託先を除く)に開示または漏洩しないものとします。ただし、甲および乙は、裁判所の命令もしくは法令等に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で本条の義務を負わないものとします。
- 2.甲および乙は、機密情報を保守の目的のためにのみ使用し、他の目的に使用または利用しないものとします。また、甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ずして、本件保守の目的以外に機密情報の複写および複製を行わないものとします。
- 3.甲および乙は、相手方から機密情報の返還を求められた場合または、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、ただちに機密情報およびその複製物を相手方に返還しなければならないものとします。

#### 第25条(損害賠償責任)

- 1.乙の責に帰すべきことが本契約上明らかな場合であって、本契約に関連して甲または第三者に損害が発生した場合は、乙は、当該事由の直接的結果として現実に甲に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責を負うものとします。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害が発生した対象機器の1年分の保守料金等の額を限度とします。
- 2.乙は、本契約に関連して甲に生じた業務の中断および遅延ならびに機会損失等については、一切その責任を負わないものとします。

#### 第26条(法令規制等の遵守)

- 1.甲は、対象機器(補修部品および消耗品を含む。本条において以下同じ)が外国為替および外国貿易法等もしくはアメリカ合衆国輸出管理規則等(以下、外為法等という)により定められる貨物または技術に該当するものである場合には、これらの輸出もしくは日本国外への持出しにあたっては、外為法等に定められる手続を遵守するものとします。
- 2.甲は、対象機器または技術ならびにこれらの関連情報を、通常兵器、核兵器、生物・化学兵器およびミサイルの開発または製造に関連する第三者への輸出、販売もしくは開示はしないものとします。

#### 第27条(期間)

- 1.本件保守の実施期間は、約款に定めるとおりとします。
- 2.本契約の契約期間は、本契約の締結日または保守の実施期間の開始日のうち、いずれかの早い時から開始し、対象機器の全ての保守の実施期間が終了するまでとします。
- 3.対象機器の本件保守実施期間中であっても、以下の各号のいずれかに該当する場合、乙は甲に通知することによって、対象機器に対する本件保守を終了することができるものとします。
  - (1)対象機器の取扱説明書またはカタログ等に記載される、対象機器の想定製品寿命を経過した場合。
  - (2)対象機器の保守部品等の製造中止等により、保守の継続が困難と認められる場合。

4.理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、第20条、第22条2項、第23条、第24条、第25条、第30条から第32条の規定は、なお有効に存続するものとします。

第28条(中途解約)

甲または乙は、解約希望日の1ヶ月前までに書面で通知することにより、本件保守の全部または一部を解約することができるものとします。

第29条(契約の解除)

1.乙は、甲が次の一にでも該当した場合、何らの催告も要せず本契約の一部または全部を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に対して、乙に生じた損害を賠償するものとします。

(1)甲が本件保守の実施に協力せず、本件保守の実施に支障をきたす場合。

(2)保守料金等の支払を遅滞し、乙から相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。

(3)乙が本件保守を実施したにもかかわらず、甲が検収または検査の期限を超えて1ヵ月以内に検収または検査を実施しない場合。

(4)手形または小切手等が不渡りとなり、あるいは金融機関から取引停止の処分を受けた場合。

(5)監督行政庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合。

(6)第三者により、仮差押、仮処分、強制執行等の処分を受けた場合。

(7)破産、特別清算、民事再生または会社更生手続を申立てられ、または自ら申立てた場合。

(8)重要な事業の一部の譲渡もしくは解散の決議をし、または他の会社と合併した場合。

(9)前各号の他、経営状態の悪化が認められる場合。

2.前項のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、乙の通知または催告を要せず、甲は当然に期限の利益を喪失し、ただちに債務の残額全部を一括して現金にて支払うものとします。

第30条(権利義務の譲渡等)

甲は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。

第31条(準拠法)

本契約の成立、効力、解釈および権利義務の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第32条(協議)

甲および乙は、本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については、必要に応じ、誠意をもって協議し、友好的な解決をはかるものとします。

第33条(反社会的勢力との関係排除等)

1.甲および乙は、自己または自己の役職員が、暴力団、暴力団員その他反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)ではないこと、および反社会的勢力が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が反社会的勢力の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。

2.甲および乙は、反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持ってはならないものとします。

3.甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続きを要せず、本契約を解除することができるものとします。

第34条(合意管轄)

本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上